

全学生の皆さんへ

## COVID-19 第 5 波下の感染予防策の励行について

統合教育機構・感染対策ワーキンググループ・保健管理センター

現在、都内の新型コロナウイルス感染症の流行の状況は、これまでの 1 年半のうちで最も手強いものになっています。2020 年度の 1 年間で学部学生・大学院生・研究生の皆さんの中で 10 名の方が検査陽性となりましたが、2021 年度は 4 月～6 月で 6 名が陽性のところ、7 月以降 8 月 4 日の本日までに新たに 6 名の方が陽性となり療養されています。

**今年度、すでに昨年度の陽性者数を上回っており、その半数が 7 月以降であり、今年度の陽性者の中にはワクチン接種済の方も含まれています。**関係当局からも現在流行中の変異株(デルタ株)は、ワクチン 2 回接種を完了していても感染しウイルスを拡散させてしまう可能性が示されています。

先日、保健管理センターホームページに掲載しました【第 15 報】「夏季休暇中の体調報告および感染症予防対策について」の内容をよく守って、感染症予防対策を励行してください。特に、**ワクチン接種後であっても、従来と同様の感染予防対策を実施し、リスクが高い行動を自粛するようお願いします。**

学内での陽性者クラスターはこれまで 1 年半みられていません。皆さんがしっかり感染予防策をとってくださっている賜物と心より感謝します。引き続きマスク着用、手指衛生、3 密回避等の予防策の励行をお願いします。

なお陽性となった場合には保健所から療養を指示されます。無症状あるいは軽症の場合には在宅療養あるいは宿泊療養となることも多いと思います。「発症日から 10 日間を経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過」が保健所からの自宅待機指示期間ですが、ぶり返すこともありますので、大学では発症日—無症状では検査日—より 14 日間は出席停止として自宅待機に準じた対応をお願いしています。

陽性者があった場合に保健所が行う接触者調査には大学も協力します。保健所が濃厚接触者と判断した方は、陽性者との最終接触日より 14 日間は自宅待機となり経過観察します。保健所から濃厚接触者に指定されない場合でも、大学の判断で PCR 検査や濃厚接触者に準じた自宅待機期間をお願いする場合があります。よろしくご協力をお願い致します。

本学では、保健所の接触者調査の際には、法令の規定(※)に沿って、陽性者の個人情報や保健所や学内関係部署と共有します。それ以外の場合、個人の特定につながる情報の保護や健康に関する情報の取扱いには十分注意し、ご本人以外の第三者には原則として開示しません。

上述のように、個人情報の保護には万全を期しますので、ご自身や身近で陽性者があった場合には、学部学生の方は教務係へ、大学院生・研究生の方は指導教員へ、すみやかに連絡をお願いします。

※感染症法第 15 条,独立行政法人等個人情報保護法第 9 条等